

改正

昭和57年7月29日条例第6号

昭和57年9月1日条例第9号

平成17年6月27日条例第6号

令和6年2月25日条例第1号

浜名湖ボートレース企業団公告式条例

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定による公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、浜名湖ボートレース企業団事務所前の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程を公表しようとするときは、制定若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、企業長印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名」、「企業長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は企業団の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年12月30日より適用する。

附 則(昭和57年7月29日条例第6号)

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月27日条例第6号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(令和6年2月25日条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。